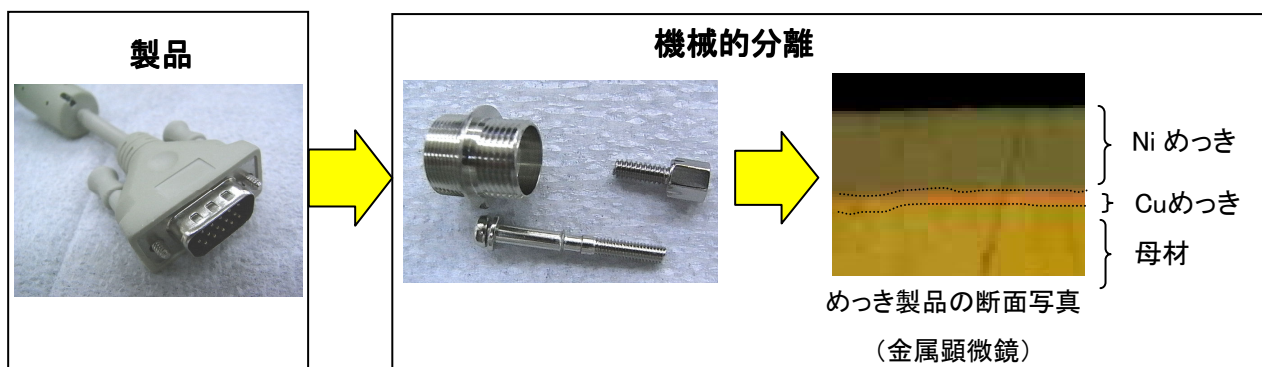


めっき皮膜中の RoHS 分析

KAR005

【概要】

EU 諸国で RoHS 指令が施行され、電子・電気機器の構成部材中に規制された有害物質が規定値を超えて含まれるものは上市できなくなりました。構成部材とは機械的分離ができない均質材料のことです。しかしめっき層は一層ごとに機械的分離可能な均質材料と位置づけられており、有害物質の規格は RoHS の基準が適用されることになっています。このめっき皮膜を母材から剥離する方法は母材とめっき皮膜についての専門知識を有していないと、正確な測定値を得ることができません。

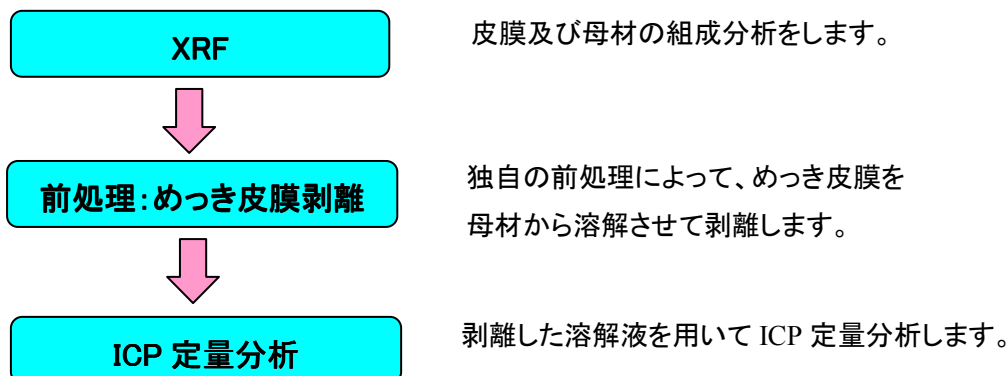


RoHS 分析ではめっきと母材は機械的分離ができるとみなされます。
めっき皮膜も各皮膜に分離する必要があります。

一方で母材となる一部の合金は適用除外となっており、Pb に関してはめっき皮膜が規制値である 1000ppm 以下であるのに対して、母材となる鋼材では 0.35wt%、銅合金中では 4wt%、アルミ材では 0.4wt% までの含有が認められています。そのため母材からの Pb の影響を受けずにめっき皮膜中の Pb を分析することは非常に困難となっています。

【分析方法】

弊社の分析方法のフローを下記に示します。



弊社では上記の方法で、母材である鋼材および銅合金の影響を極力除外する前処理を用いて、めっき皮膜中の RoHS 分析に対応しております。